

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日)
昭和五十六年六月十一日

昭和三十二年政令第八十七号) 第九条の規定により告示する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- ◆告示 保険医等の登録
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可

意漁船損害補償法による漁船の普通損害保険付保義務の同

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

告示

鳥取県告示第六百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
藤原光恵	鳥薬第四五八号	昭和五十六年六月十一日
竹内裕美	鳥医第一、六三一號	昭和五十六年六月十二日
辻田哲朗	鳥医第二、六三二號	"
眞境名由弘	鳥医第二、六三三號	"
平木真滋	鳥医第二、六三四號	"
久留一郎	鳥医第二、六三五號	"
伊東康男	鳥医第二、六三六號	"
安達敏明	鳥医第二、六三七號	"
横山元裕	鳥医第二、六三八號	昭和五十六年六月十九日
"	"	"
"	"	"

鳥取県告示第六百三十五号

昭和五十六年六月五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(福岡(西

原）地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十六年七月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
溝口町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十七号

漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条规定による同意があつたものと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

東加入区	浦富加入区	田後加入区	網代港加入区
福部加入区	賀露加入区	酒津加入区	浜村加入区
夏泊加入区	青谷町加入区	泊村加入区	赤崎町加入区
淀江加入区			

鳥取県告示第六百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、法勝寺第二団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務を西伯町に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年七月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月一千二百円（送料を含む。）】

昭和五十六年七月十日

三

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（梅田地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において適用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十六年七月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百三十六号

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（梅田地区は場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において適用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十六年七月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。